

○豊田市自主防災事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊田市自主防災事業補助金に関し必要な事項を定め、市内の自主防災会の育成を推進するために、自主防災会が行う防災活動に必要な防災施設の整備、防災資機材の整備及び組織運営に対し予算の範囲内で補助金を交付し、もって市民の防災意識の高揚及び普及を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「自主防災会」とは、地域の防災活動を行うため、自治区・自治会等を単位とし、地域住民が自主的に組織した団体をいう。

（補助対象）

第3条 この要綱に基づき交付する補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、自主防災会が行う別表第1に掲げる防災施設の整備、防災マップの整備、防災資機材の整備及び組織運営の事業とする。

（補助率及び補助限度額）

第4条 この要綱に基づき交付される補助金の補助率及び補助限度額は、別表第1のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災会（以下「申請団体」という。）は、事業実施前に自主防災事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に別表第1に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（申請等の特例）

第6条 申請団体は次の各号に掲げる申請等については、あいち電子申請・届出システムにより行うことができる。

- （1）前条に規定する交付申請
- （2）第8条第1項に規定する変更承認申請
- （3）第10条に規定する実績報告

2 前項の規定により同項各号の申請等がなされたときは、当該電子的記録は当該書類とみなす。

（補助金の交付の決定及び通知）

第7条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定をし、自主防災事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請団体に通知するものとする。

2 補助金交付の決定をする場合は、市長は補助金交付の目的を達成するため必要と認め たときは、条件を付することができる。

（事業内容の変更）

第8条 補助金の交付の決定を受けた申請団体は、補助事業の内容を変更しようとするときは、直ちに自主防災事業変更承認申請書（様式第3号。以下「変更承認申請書」という。）に見積書必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定を変更することができる。

（変更決定通知）

第9条 市長は、前条第2項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、自主防災事業補助金変更決定通知書（様式第4号）により、申請団体に通知しなければならない。

（実績報告書の提出）

第10条 補助金の交付の決定を受けた申請団体は、補助事業が完了（廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。）したときは、完了等の日から起算して30日を経過した日、又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、自主防災事業実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に別表第1に掲げる書類及びその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しな

ければならない。

（関係書類の保存）

第 1 1 条 補助対象者は、帳簿等の補助対象事業に係るすべての関係書類を、補助対象事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

（額の確定及び交付）

第 1 2 条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、自主防災事業補助金確定通知書（様式第 6 号）により申請団体に通知した後に、当該額を交付するものとする。

2 申請団体が補助金の交付の目的を達成するため、市長において特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助事業の完了等の前に補助金の全部又は一部を概算払又は前金払をすることができる。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第 1 3 条 市長は、申請団体が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

（1）この要綱又は補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。

（2）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（3）提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。

（その他）

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるところによるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和 1 0 年 3 月 3 1 日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

（経過措置）

3 この要綱による改正前の豊田市自主防災事業補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている様式は、この要綱による改正後の豊田市自主防災事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

沿 革 昭和 6 0 年 4 月 1 日制定

補 助 事 業

- ・世帯基準日：3月1日
- ・各事業の算出額に1, 0 0 0円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てる。
- ・処分費、撤去費は対象外とする。

（１）防災施設整備事業

	防災倉庫等の設置に要する経費		
事業内容	・ 補助は1年につき1回とする。 ・ 他の補助制度と重複する場合は原則補助不可。 ・ 自治区所有地以外に整備をする場合、その土地所有者の許可を得ること。 ・ 事前に建築相談課に相談し、必要に応じて建築確認申請を行うこと。 ・ 自主防災会名を表示すること。 ・ 建築確認申請費用、文字入れ費用を含む。造成工事費は除く。		
補 助 率	1 / 2 以内	限 度 額	5 0 万円 / 年
添付書類	【申請書】 ・ 見積書又はその写し（1 者の見積金額が、税込 1 0 万円以上となる場合、同一内容で 2 者以上の見積書が必要。見積書を 1 者からしか徴取できない場合や、同等品の取扱いについては、受付支所または防災対策課が認めるものであれば可。） ・ 建築確認済証の写し（建築確認申請が必要な場合のみ） ※自治区長名での申請が必要な場合があります。建築相談課にご相談ください。 【実績報告書】 ・ 領収書又はその写し（原本でない場合は以下の条件を満たすこと。） ア 領収書の原本に補助金で使用した旨の情報（補助金名、申請日、実績報告日等）を追加し、その写しを提出すること。 イ 領収書の原本を 5 年間保管し、市の求めに応じて提出することに同意すること。 ・ 振込先口座の通帳の写し（自治区口座の場合は不要） ・ 写真（自主防災会名が写るように撮影すること）		

（２）防災マップ整備事業

説 明	防災マップの作成に要する経費		
事業内容	・ 補助は1年につき1回とし、同じ地域の更新は3年に1回とする。 ・ 他の補助制度と重複する場合は原則補助不可。 ・ 作成部数は世帯数の2割増しまでとする。 ・ 危険個所や防災倉庫、避難所など地域の防災情報を盛り込んだものに限る。		
補 助 率	1 / 2 以内	限 度 額	3 5 万円 + （世帯数 × 1 0 0 円） / 年
添付書類	【申請書】 ・ 見積書又はその写し（1 者の見積金額が、税込 1 0 万円以上となる場合、同一内容で 2 者以上の見積書が必要。見積書を 1 者からしか徴取できない場合や、同等品の取扱いについては、受付支所または防災対策課が認めるものであれば可。） 【実績報告書】		

	・領収書又はその写し（原本でない場合は以下の条件を満たすこと。） - ア 領収書の原本に補助金で使用した旨の情報（補助金名、申請日、実績報告日等）を追加し、その写しを提出すること。 - イ 領収書の原本を５年間保管し、市の求めに応じて提出することに同意すること。 ・振込先口座の通帳の写し（自治区口座の場合は不要） ・完成品のマップ ２部
--	---

（３）防災資機材整備及び組織運営事業

説 明	防災活動上必要な資機材の購入、自主防災組織を運営するのに必要な経費、修繕費、防災士資格取得に要する経費		
事業内容	・災害予防、災害後の応急復旧活動及び住民の自助啓発に用いるものに限る。 ・防災訓練での使用は可。ただし、参加賞等で配布を目的とするものは不可。 ・日本防災士機構が発行する防災士資格取得に要する費用 ・他の補助制度と重複する場合は原則補助不可。 ・限度額内で年度内に複数回申請可。		
防災活動上必要な資機材の購入	初期消火器具	街頭用消火器、消火器格納庫、消火栓ボックス（上水道に限る）バケツ、ホース、小型動力（エンジン）ポンプ	
	情報連絡用具	メガホン、トランシーバー、ラジオ、雨量計	
	避難・救助救出用具	チェーンソー、エンジンカッター、のこぎり、ペンチ、斧、バール、 ビニール（防水）シート、トラ柵、丸太、番線、三角コーン、スコップ、つるはし、ハンマー、掛矢、なた、鍬、救助工具セット、 折たたみ梯子、一輪車、リヤカー、テント（名入れ）、ジャッキ、 救助用ボート、防災用トイレ、土嚢袋、発電機、燃料用携行缶※、 ボルトクリッパー、コードリール、強力ライト、投光器、ロープ	
	救護用具	担架、毛布、救急セット、マスク、体温計、手袋、消毒液	
	給食給水用具	かまど、ハソリ、鍋、受水槽、釜、ポリタンク、コンロ 備蓄用燃料、備蓄用非常食・飲料水	
自主防災組織を運営するのに必要とする経費	防災訓練	報償費	・講演等における講師謝礼、出演料及び講師の旅費 ・手土産、お茶代は除く
		燃料費	工具、器具及び備品等の燃料に係る経費
		印刷製本費	チラシ、リーフレット等、無料で配布する印刷物の場合は、単価１００円（消費税含む）を限度とする
		使用料	機械等の借上げ及び施設、物品等を使用する経費
		消火器の詰替費用	初期消火訓練用 ※ただし、水消火器の使用を推奨
	その他	ヘルメット（名入れ）、腕章（名入れ）、ベスト（名入れ）、標旗、救命胴衣	
修繕に要する経費	修繕費	自主防災事業補助金で整備された倉庫又は資機材に限る。	
防災士資格取得に要する経費	防災士資格	・研修講座受講料、資格取得試験受験料、資格認証登録料（手数料）、防災士教本代、消費税、応急救命講習等 ・旅費は除く	

補 助 率	1 / 2 以 内	限 度 額	2 0 万 円 + (世 帯 数 × 1 0 0 円) / 年
添付書類	【申請書】 ・ 見積書又はその写し※（1 者の見積金額が、税込 1 0 万円以上となる場合、同一内容で 2 者以上の見積書が必要。見積書を 1 者からしか徴取できない場合や、同等品の取扱いについては、受付支所または防災対策課が認めるものであれば可。）※防災士資格取得の場合は不要。 （修繕の場合）修繕前の写真 ・（防災訓練の場合）回覧用のチラシなど、実施内容の分かる書類 ・（防災士資格取得の場合）見積書に代えて、受講予定の防災士資格取得講座に関するチラシなど、実施内容、受講費用等が分かる書類、受講者名の記載された申請書 【実績報告書】 ・ 領収書又はその写し（原本でない場合は以下の条件を満たすこと。） - ア 領収書の原本に補助金で使用した旨の情報（補助金名、申請日、実績報告日等）を追加し、その写しを提出すること。 - イ 領収書の原本を 5 年間保管し、市の求めに応じて提出することに同意すること。 ・ 振込先口座の通帳の写し（自治区口座の場合は不要） ・ 写真（補助対象の物・数量、修繕箇所、訓練で使用了ことが分かるもの） ・（防災士資格取得の場合） ・ 資格取得したことが分かる書類 ・ 研修履修証明など、防災士資格取得に関する講座を履修したことが分かる書類 ・ 受講費用等の取得費用が分かる書類（領収書発行不可の場合）		

※世帯基準日：3 月 1 日

※各事業の算出額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てます。

※処分費、撤去費は対象外です。

※燃料用携行缶は、消防法などで各種規制があります。

保管量によっては、事前に消防署への届出が必要になります。様式第 1 号（第 5 条関係）

豊田市自主防災事業補助金交付申請書

豊 田 市 長 様

申 請 年 月 日		年 月 日	
自 主 防 災 会 名			
代 表 者	住所 〒 - 豊田市		
	氏名 会長		
	生年月日（昭和・平成） 年 月 日		
	電話		

次のとおり自主防災事業を実施したいので、豊田市補助金等交付規則第4条の規定により、申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 補助事業の目的 ※該当のものにチェック

防災施設整備事業	防災マップ整備事業 ※1		
防災資機材整備及び組織運営事業			
初期消火器具	情報連絡用具	避難・救助救出用具	救護用具
給食給水用具	防災訓練	修繕費	防災士取得
その他（ ）			

※ 1 「防災マップ」の更新ができるのは3年に1度です。前回の作成年度が不明な場合は、各支所または防災対策課にご確認ください。

3 事業計画（補助事業の内容等）

品 名（メーカー・品番 又は 規格）等	数量／人数	金 額
合 計	—	円

※ 添付書類 別表第 1 を参照

自主防災会名	
代 表 者	住所 〒 - 豊田市
	氏名 会長 様

豊 発第 号
年 月 日
豊田市長 太田 稔彦

豊田市自主防災事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった豊田市自主防災事業補助金については、豊田市補助金等交付規則第 5 条の規定により、次のとおり交付することに決定します。

1 補助金額 金 円

区 分	補助対象経費	補助率	補助限度額	補助金額
防災施設整備事業	円	1 / 2	5 0 万円	円
防災マップ整備事業	円	1 / 2	3 5 万円 + (世帯数×1 0 0 円)	円
防災資機材整備 組織運営事業	円	1 / 2	2 0 万円 + (世帯数×1 0 0 円)	円
補助金額合計				円

※世帯数＝ 世帯
※各事業の算出額に1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

2 補助金の対象となる事業又は経費
補助金交付申請書に記載された内容のとおりとする。

3 補助金交付の条件
・補助金を補助対象以外の用途に使用しないこと。
・豊田市自主防災事業補助金交付要綱その他関係法令の定めるところにより事業を実施すること。

豊田市長 様

申 請 年 月 日		年 月 日	
自 主 防 災 会 名			
代 表 者	住所 〒 - 豊田市		
	氏名 会長		
	生年月日（昭和・平成） 年 月 日		
	電話		

年度 自主防災事業変更承認申請書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定通知のあった自主防災事業について、下記のとおり計画を変更したいので、豊田市補助金等交付規則第 8 条第 1 項の規定により、承認されたく申請します。

記

1 補助金交付申請額	(変更前)	金 円
	(変更後)	金 円

2 変更の理由

3 変更計画の内容 （変更前と変更後の内容が対比できるように作成すること。）

※ 添付資料 見積書又はその写し

自主防災会名	
代 表 者	住所 〒 - 豊田市
	氏名 会長 様

豊 発第 号
年 月 日

豊田市長 太田 稔彦

自主防災事業補助金変更決定通知書

年 月 日付け豊 発第 号で通知した自主防災事業に対する補助金の交付決定を下
記のとおり変更します。

記

1 補助金額 (変更前) 金 円
(変更後) 金 円

2 計画変更の内容

区 分（該当の事業にチェック）	当 初 計 画	変 更
防 災 施 設 整 備 事 業		
防 災 マ ッ プ ° 整 備 事 業		
防 災 資 機 材 整 備 組 織 運 営 事 業		

3 条 件

豊田市自主防災事業補助金実績報告書

豊 田 市 長 様

報告年月日		年	月	日
自主防災会名				
代 表 者	住所 〒	-		
	豊田市			
	氏名			
	会長			
生年月日（昭和・平成）		年	月	日
電話				

年 月 日付け豊 発第 号で□交付決定通知（□変更決定通知）のありました自主防災事業を□完了（□廃止 □中止）したので、豊田市補助金等交付規則第 1 0 条の規定により次のとおり報告します。

1 補 助 金 額 金 円

2 事業の実績

申請書記載のとおり

3 事業の効果

※ 記入上の注意 □のところは、該当するものにシ印を付してください。
※ 添付書類 別表第 1 を参照

自主防災会名		
代 表 者	住所 〒 - 豊田市	
	氏名 会長	様

豊 発第 号
年 月 日

豊田市長 太田 稔彦

年度自主防災事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありましたみだしの補助事業については、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、豊田市補助金等交付規則第 1 1 条第 1 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 補助事業名 自主防災事業補助金

2 補助金額 金 円

3 変更の内容（※交付決定に変更があった場合）

区 分	変 更 前	変 更 後
補助対象経費	円	円
補 助 金 額	円	円